

関係団体の長 殿

青森県環境生活部環境保全課長
(公 印 省 略)

建設系廃棄物の適正処理に係るチラシについて (送付)

建設系廃棄物の適正処理の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、建設系廃棄物に関係する自治体及び民間団体で構成する「青森県建設系廃棄物適正処理推会議」において、建設系廃棄物の適正処理に係るチラシを別添のとおり作成しましたので送付します。

つきましては、貴协会会员等に対する建設系廃棄物の適正処理に関する啓発等に御活用くださるようお願いいたします。

記

1 送付物

チラシ「建設系廃棄物の処理責任は元請業者にあります！」

2 その他

上記チラシのほか、建設系廃棄物の適正処理のための資料については、県庁ウェブサイトの下記ページに電子データを掲載しています。

建設系廃棄物の適正処理のための手引き等について

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/kenpai_edu-tools.html

【担当】

青森県 環境生活部 環境保全課
廃棄物・不法投棄対策グループ 成田
電話 017-734-9248 (直通)
Fax 017-734-8081
Mail shun_narita@pref.aomori.lg.jp

建設工事・解体工事を行う皆様へ 建設系廃棄物の処理責任は 元請業者にあります！

① 建設工事・解体工事から生じる産業廃棄物（建設系廃棄物）は、工事の発注者から直接工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）が「排出事業者」として処理責任を負います。

② 元請業者が、他者（工事の下請業者を含む）に建設系廃棄物を処理（収集運搬・処分）させる場合は、相手方が産業廃棄物処理業許可を有していること、また、事前に相手方との間で、書面により産業廃棄物処理委託契約を締結することが必要です。



不法投棄された建設系廃棄物

※ 元請業者が、建設系廃棄物を自ら処理（自己運搬・自己処分）する場合は、産業廃棄物処理業の許可は不要です。

③ 元請業者は、建設系廃棄物について、下請業者に保管行為や産業廃棄物処理業者への処理委託をさせてはいけません。

元請業者であるにもかかわらず、自らは工事の「仲介」や「紹介」等を行った立場であると称して、下請業者を元請業者に見せかけて処理責任を逃れようとする事例が見受けられます。

下請業者が、自ら処理に見せかけて無許可のまま建設系廃棄物の処理を行うことや、他の処理業者に処理委託をすることは、重大な違反行為となり、元請業者、下請業者の双方が処罰されることがあります。

裏面で現在の処理方法をチェック！

青森県建設系廃棄物適正処理推進会議

(一社)青森県産業資源循環協会 (一社)青森県解体工事業協会 (一社)青森県建設業協会 (一社)青森県中小建設業協会
(一社)青森県建築士事務所協会 青森県優良住宅協会 (公社)青森県宅地建物取引業協会 青森市 弘前市 八戸市 青森県

事務局：青森県環境生活部環境保全課

TEL：017-734-9248

Email：hozen@pref.aomori.lg.jp

建設系廃棄物を適正に処理するための チェックリスト(元請業者用)

今の処理方法は正しいですか？

1 排出事業者が、明確になっていますか？

- 発注者から直接工事を請け負っている。(=元請業者(排出事業者)である。)
- 書面の取り交わしにより工事の請負契約を締結している。(電子契約も認められています。)

2 自己運搬・自己処分は適正ですか？

- 自己運搬する車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であること、事業者の氏名又は名称を表示し、定められた書面(マニフェストでも可)を携帯している。
- 自己処分について、処分年月日や処分量などを記載した帳簿を備え、適正に記載・保存している。

3 処理(収集運搬・処分)の委託先の選択は適正ですか？

- 下請業者に処理させる場合、その下請業者が産業廃棄物処理業の許可を有していることを確認している。
- 許可証により、取り扱う産業廃棄物の種類、処分等の方法、許可の有効年月日等を確認している。
- 収集運搬業者は、排出場所と運搬先の両方の都道府県知事(政令市長)の許可を取得している。
- 処分委託に当たり、処理施設を訪問し処理が適正に行われているかを確認している。(努力義務)

4 廃棄物の処理委託契約は適正ですか？

- 収集運搬業者又は処分業者のそれぞれと書面により二者契約している。(電子契約も認められています。)(収集運搬と処分の両方の許可を有している業者に、両方の処理を委託する場合を除く。)
- 記載事項は全て正確に記入されている。(契約日、契約の有効期間、産業廃棄物の種類及び数量、適正な処理のために必要な情報、契約金額、収集運搬の場合は最終目的地、中間処理の場合は処理後の処分先等)
- 委託契約書には処理業者の許可証の写しが添付されている。
- 委託契約書は、契約期間終了後5年間保存している。

5 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の取扱いは適正ですか？

(紙マニフェストの場合)

- 産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとに、排出事業者が自ら交付している。
- 記載事項は全て正確に記入している(交付年月日、交付者氏名、産業廃棄物の種類、数量、荷姿等)
- 処理業者から期限内に返送されている。(交付日から90日以内。特別管理産業廃棄物に係るものは交付日から60日以内。中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した場合に係るものは180日以内。)
- マニフェストは交付日から5年間保存している。
- 毎年6月30日までに、マニフェスト交付等状況報告書を県(青森市・八戸市)に提出している。

(電子マニフェストの場合)

- 産業廃棄物の引渡し後、3日以内に登録している。
- 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。

(共通)

- マニフェストが返送されたら、処分先等が委託契約書どおりとなっているか確認している。

6 特別管理産業廃棄物の保管・処理委託は適正ですか？

- 他の廃棄物と混ざらないように仕切りなどを設けている。
- 廃石綿の場合、容器に入れて密封するなど、周囲への飛散を防止する対策を取っている。
- 帳簿管理を適正に行っている。(排出事業者が、自己運搬・処分する場合のみ。)
- 処理業者に、処理を委託する廃棄物の内容を書面(廃棄物データシートなど)で十分に説明している。
- PCB廃棄物(変圧器、コンデンサー、安定器、塗膜など)は、発注者の責任で処理することとしている。